

桂川町農業委員会第7回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月10日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 桂川町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 11名

正議長	藤春 郁夫	5	藤川 房信	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司	6	高嶋 征敏		
1	池部 稔	7	山邊 俊明	12	金田 幸久
		8	神崎 宏昭	13	平塚 重義
3	竹本 貞男	9	中嶋 和幸	14	樋口 重徳
4	林 英明	10	原中 壽		

- 4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1) 議案 第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案 第20号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案 第21号 遊休農地の判定について
- (4) 報告事項 第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉
書記 原田 海世

7 会議の概要

事 務 局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和5年度第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>只今より令和5年度第7回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番 野上伸太郎委員 11番 久保正隆委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会 場	(異議なし)
議 長	<p>それでは議事録署名委員を4番 林英明委員、7番 山邊俊明委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。関連がありますので報告事項4号 農地法第18条第6項の規定による届出についても併せて議案に供します。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	【議案書に基づき説明】
議 長	ありがとうございます。交換の経緯の説明をお願いいたします。
池 部 委 員	瀬戸日焼160の田ですが、〇〇さんの田を経由して水をもたらっている所です。水を経由してもらう事にお互い気遣いがあり、〇〇さんと私で話し合い緒方さん所有の土地面積と変わらないので、名義を変えようという事になりました。
議 長	そういう事で、交換という形をとっております。金銭が絡みませんので、

贈与という形をとっております。質問等があれば お願いいたします。

林 委 員 交換という事で、それを贈与という形にしたという事ですね。

事 務 局 どうしても先に農業委員会の許可が必要です。

〇〇委員 不動産取得税はどうなりますか。

高 嶋 委 員 以前、私も同じ事をしたことがありますか、かからなかったと思います。
1年はお互いに水田を使うという事です。

議 長 田と田であれば問題はないということですね。転用申請などをすれば税金がかかるという事ですか。

高 嶋 委 員 そういう事です。

高 嶋 委 員 中間管理機構は売買だけですか。

事 務 局 調べて確認しておきます。

事 務 局 中間管理機構を使って売買、利用権については今までのような相対という形をとっております。法律が変わり令和7年度から相対のやり方が無くなります。中間管理機構を使ってからの利用権にはなってくること、令和7年度より変更される事は承知しております。

議 長 中間管理機構を使ってのことはなかなか全国的に進まないものですから国の方は強制的に通さないといけないという状況にしています。
他はよろしいですか。それでは採決いたします。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について議案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして議案第20号桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

神崎委員 1年だけ使用貸借にするメリットは何ですか。

事務局 その後の売買を見越しております。売買にすると2ヶ月3ヶ月かかり売買が整わないとハウスが建てられない。そうすると期間的に無理という事になります。3月までにハウスを建てるために一旦、使用貸借でさせて頂きたいという事です。

高嶋委員 あの場所は鉾害復旧だと思いますが、だとすれば暗渠などを通していません。田毎に暗渠をいれている場合とか、そういうものを調べているのでしょうか。暗渠が自分の田だけであればいいのですが、下の人までの暗渠であれば、上の方は水が来なくなってしまいます。そういう凶面はもうありませんよね。

事務局 ありません。

事務局 客土を持ってこようとすると1反8畝の30cmだったら重量で換算すると800トン～900トンの、土の重量になります。現実的ではありません。

議長 方角で言うと南北がよい。ですから、田が2つあるものを横に建てたいという事です。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第20号桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので議案第20号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第21号 遊休農地の判定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

【議案書に基づき説明】

議 長 何か質問等ございますか。緑判定、黄判定につきましては、意向調査を行い、非農地判定につきましては『非農地判定書』を送付いたします。
それでは採決いたします。議案第21号 遊休農地の判定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので議案第21号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして報告事項第4号 農地法第18条第6項に規定による届出について事務局より説明をお願いします。

【議案書に基づき説明】

議 長 報告事項について何かございませんか。

議 長 無いようでありますので報告事項は終了いたします。
続きましてその他事項について説明をお願いします。

その他事項

- (1) コメの販売促進活動について
- (2) 活動記録簿の記入方法について
- (3) 現地確認について

次回の農業委員会は11月10日(金)に行います。
以上を持ちまして桂川町農業委員会第7回総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____